

議事要旨 令和5年度 第2回空家等対策協議会

次第1 開会

次第2 市長あいさつ

次第3 委員紹介

次第4 会長・副会長の選出

- ・委員の互選により、会長に中重委員、副会長に内委員を選任。

次第5 令和5年度空家等に対する取組状況について

議題1. 空家等の適切な管理の促進

- ①空家等対策の推進に関する特別措置法について
 - ・空家等対策の推進に関する特別措置法及び改正法の説明。
- ②霧島市空家等対策計画について
 - ・空家法の改正に伴う対策計画の見直しを令和6年度中に実施予定。

議題2. 空家等の活用の促進

- ・各課が実施する制度の概要説明および実績件数を報告。
 - ①地域政策課 ふるさと創生移住定住促進補助制度
霧島市空き家バンク
 - ②商工振興課 空き店舗等ストックバンク事業
まちなかりノベーション推進事業
リノベーションスクール@霧島

【主な質疑応答は次のとおり】

委員： ふるさと創生移住定住促進補助制度について、年齢制限等の補助対象者の要件を教えてください。

事務局： 申請時において、60歳未満で居住地の自治会に加入すること。配偶者がいる場合は、一緒に移住定住すること。市民税等に滞納が無いこと。住宅取得の場合、取得後1年以内に申請を行い、5年間以上定住の意思があること。家賃補助の場合、賃貸借契約初日から90日以内に申請を行い、3年以上定住する意思があることが、要件になります。

委員： 要件の60歳未満について、再雇用や定年年齢の引上げなど、今の時代に合わせる必要があると思うので検討していただきたい。

事務局： 制度改正等により、年齢や補助金額を引き下げている。

議長： 本市の出身者が地元の市街地に戻ってくる場合に補助が出ないなど、中山間地域に比べ公平性に欠けていたことから、移住地等の対象を広げ市街地と中山間地域での平準化を図るため減額を行った経緯がある。現要件が時代に合っているかは検討中であり、先ほどの意見も含め進めていきたい。

議題3. 管理不全な空き家の防止・解消

①今年度の指導実績

- ・これまでの指導実績を報告。

②老朽危険空き家等解体撤去補助金

- ・概要説明および実績件数・事例等を報告。

【主な質疑応答は次の通り】

委員： 土地と建物の所有者が異なる場合があるが、そのような事例があるか。

事務局： ある。建物の所有者が不存在であるということで、土地の所有者が財産管理人制度を活用し解体を行った事例がある。

委員： 相続後、数年経てからの財産放棄は問題になるか。

事務局： 空き家の所有者が亡くなったのは知っていたが、その空き家の相続人であると知らなかったということを事後で認められて財産放棄の手続きができた事例はある。

委員： 空き家等の財産を相続したが、適切な管理ができないという理由で財産放棄できるのか。

事務局： 可能である。また、相続人と話をする中で、自分は無関係だという方にも相続放棄の手続きを行うよう進めている。

次第4 その他

- ・相続登記の義務化について

【主な質疑応答は次の通り】

委員： 令和6年4月1日より相続登記が義務化される。まだ、国民の3割程度しか周知できていないという報道もあり苦慮している。今度、発行される霧島市の広報誌にて相続登記の義務化について特集を組んでいただいた。霧島市と連携し、情報の提供・交換を行い市民の皆様の大切な財産について問題が起こらないように協力をしていければと思っている。

議長： 今回の特措法改正により内容も変わったことも含め、市民の方にも知っていただきたいということで、3月号に相続登記の義務化について特集を組みました。また、法務局の方にも相続問題等について協力をいただきたいと思っている。

次第5 閉会